2年度国民健康保険税 納税通知書を発送します

2年度の国民健康保険税（国保税）納税通知書を7月13日（月）に発送します。

4月から3年3月までの加入月数分を計算した通知です。納付書や口座振替（普通徴収）、年金天引き（特別徴収）のいずれかでの納付となります。

◎普通徴収の納期は9回です

納付書や口座振替（普通徴収）で納付する方は、原則、7月から3年3月までの9回の納期になります（左表参照）。年度途中に75歳を迎える方は、後期高齢者医療保険料と重複しないよう、税額等を調整しています。第1期の納期限は7月31日(金)です。納期内納税にご協力をお願いします。

◎特別徴収の対象になる方

次の①～③のすべてに該当する場合、国保税は特別徴収となります。（一部例外あり）

①世帯主が国保の被保険者②世帯内の国保被保険者全員が65歳～74歳③特別徴収対象年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税との合計が、年金額の2分の1を超えない

なお、今年度から特別徴収の対象になる方は、第3期まで普通徴収となり、10月から特別徴収が開始されます。

◎特別徴収から口座振替への納付方法変更

納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができます。希望の方は、保険年金課（市役所1階）で変更の届け出をお願いします（郵送も可）。7月31日（金）までに手続きされると、10月の特別徴収を中止し、10月末から口座振替での納付となります。8月3日（月）以降の手続きの場合は、12月以降の特別徴収から中止となります。ただし、これまでの納付状況から、口座振替への変更が認められない場合があります。

【手続きに必要なもの】①被保険者証（本人確認のためご持参ください）②認め印③口座振替依頼書または金融機関のキャッシュカード（手続きに暗証番号が必要です）。

※③は国保税の口座登録がない方のみとなります。特別徴収も口座振替も、お支払いいただく国保税の総額は変わりません。

◎国保税の軽減

国保税は目的税であり、原則、一般税のような非課税制度がありません。また、所得の少ない方も、応益割（均等割）の国保税を負担することから、軽減措置が設けられています。詳しくは納税通知書に同封するパンフレットをご覧ください。

2年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料（普通徴収）納期一覧

区分	納期限
第1期	7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)
第4期	11月2日(月)
第5期	11月30日(月)
第6期	12月25日(金)
第7期	3年2月1日(月)
第8期	3年3月1日(月)
第9期	3年3月25日(木)

※第9期は国民健康保険税のみ。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収に係る減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、申請により減免が受けられることがあります。該当要件や所得状況等から算出した額が減免されます。

※この制度は令和2年度までの取り扱いですのでご注意ください。

【対象世帯】次のいずれかに該当する世帯

①感染症により、主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った世帯

②感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の(i)から(iii)までの全てに該当する世帯

(i) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

(ii) 前年の所得金額の合計額が1000万円以下

(iii) 減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年所得の合計が400万円以下

※事業収入等＝事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（4種類）

※審査には世帯の前年の収入の申告が必要です。未申告の場合、市役所課税課などでご申告ください。

※年金収入のみの世帯は対象外です。

※非自発的失業での軽減など、他制度の軽減などを受けている場合、本減免が適用されないことがあります。

【減免対象となる国保税】平成31年度と令和2年度分で令和2年2月1日～3年3月31日の納期限分の全部または一部

【減免額】対象世帯のうち、①に該当＝全部、②に該当＝減免対象となる国保税額に所得による減免割合を乗じた額

【申請方法】感染症拡大防止のため、郵送での申請をお願いします。

郵送いただく書類＝①国民健康保険税減免申請書（必要事項記入）②事業収入等申告書（必要事項記入）③世帯主（納税義務者）の身分証明書の写し（運転免許証・パスポート等）④収入の減少などを確認できる書類（診断書、給与明細書等の写しなど）⑤令和元年の確定申告書の控え・源泉徴収票の写しなど、収入や所得のわかる書類

※①・②は市ホームページから取得できます。

宛先＝〒203－8555、市役所保険年金課国民健康保険係（封筒表面に「減免申請書在中」とご記入ください）

※提出された書類は返却しません。また、審査のため、結果通知等の送付にお時間をいただく場合があります。申請後でも、減免前の納税通知書が届く場合がありますので、その際はご容赦ください。

国保財政の健全な運営にご理解とご協力をお願いします。

詳しくは同係☎470・7733へ。

後期高齢者医療制度 2年度後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付（納入）通知書を発送します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。2年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書兼納付（納入）通知書を、7月13日（月）に発送します。

◎納付書や口座振替で納めていただく方（普通徴収）

同通知書に同封の納付書で納めてください。納期は原則7月～3年2月の8回です（右表参照。なお、今年度は2月末日が日曜日のため、納期限は3月1日となります）。既に口座振替を登録している方は、納期ごとに口座振替されます。

◎年金天引きで納めていただく方（特別徴収）

特別徴収は年6回の年金支給月に介護保険料と同様に年金天引きされます。2年度の保険料を4月から仮徴収として年金天引きされている方は、年間保険料額から仮徴収額を差し引いた差額分を10月から年金天引きされる保険料額として通知します。

◎10月から年金天引きになる方

普通徴収として第1期（7月31日）～第3期（9月30日）を納付書または口座振替で納付していただき、10月の年金支給時から特別徴収として年金天引きされます。

◎年金天引き（特別徴収）から口座振替への変更

保険料の納付方法は、年金天引きによる納付が原則ですが、申し出により口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、①口座番号が分かるもの（預金通帳またはキャッシュカード）②通帳届け出印③後期高齢者医療被保険者証（既に後期高齢者医療保険料の口座振替を登録している方は③のみ）を持参の上、保険年金課高齢者医療係（市役所1階）で手続きをしてください。

詳しくは同係☎470・7846へ。

国民年金だより

保険料の免除・納付猶予の申請について

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

免除などの申請は申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。

2年度の免除などの受け付けは7月から開始され、審査は7月～3年6月が対象です。また、全額免除または納付猶予が承認された場合で、翌年度以降も同じ免除等区分での継続審査を希望すると、次年度は改めて申請する必要はありません。

◎免除等申請が可能な期間

（例）2年7月に申請する場合、平成30年6月分～令和3年6月分（ただし、1枚の申請書で申請できるのは、当該年度分のみのため、必要に応じて複数の申請書を提出してください）

▼免除等申請が遅れると、もしもの際に障害年金などを受け取れない場合があります。

▼申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除などが承認されない場合もあります。

▼学生であった期間は、学生納付特例制度という猶予制度に限られ、免除等申請は利用できません。

▼新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な場合の臨時特例措置も受け付けています（2年2月～6月分の保険料が対象です。7月分以降については、武蔵野年金事務所へ問い合わせてください）

詳しくは同事務所☎0422・56・1411へ。

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を更新します

70歳以上の国民健康保険被保険者の方には、被保険者証に一部負担金割合（2割もしくは3割）が表記されています。

「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」（以下、被保険者証兼高齢受給者証）を交付しています。

表1

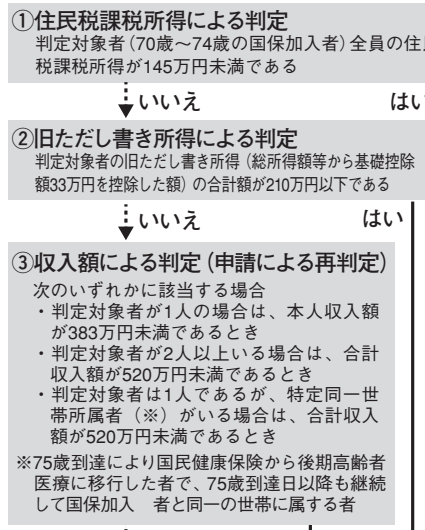

一部負担金割合は、令和2年度の住民税課税所得に基づいて判定し、8月に更新します。申請により一部負担金割合が3割から2割になる場合があります（表1参照）。

この判定により、一部負担金割合に変更のある方には、新しい被保険者証兼高齢受給者証を、7月中旬に世帯主あてに送付します。

【ご注意】今回の判定により一部負担金割合が変わらない方は、現在お持ちの被保険者証兼高齢受給者証を引き続きご利用ください。

詳しくは保険年金課国保年金資格係☎470・7732へ。

後期高齢者医療制度 新しい保険証と限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）および限度額適用認定証（限度額認定証）を送付します

現在お持ちの保険証（青竹色）の有効期限は、7月31日（金）です。8月1日（土）から使用する保険証（オレンジ色、有効期限は4年7月31日）は、大きさがカードサイズに変更されています。7月末日までに簡易書留郵便で住所地に送付します。7月31日（金）までは現在の保険証（青竹色）を使用していただきますので、破棄・返却をしないようにお願いします。7月下旬まで不在の方には、7月末日までに新しい保険証をお届けできない場合があります。8月1日（土）を過ぎても保険証が届かない場合は、保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

有効期限が切れた保険証（青竹色）は、8月1日（土）以降に、細かく裁断し破棄するか、同係（市役所1階）に返却してください。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）および限度額適用認定証（限度額認定証）の年次更新

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日（金）です。8月1日（土）以降も引き続き対象となる方には、いずれも7月末日までに新しい認定証（有効期限3年7月31日）を送付します。色はこれまでと同じ白色です。

認定証を医療機関の窓口に提示することにより、保険適用の医療費の自己負担限度額が減額されます。

減額認定証については、入院時の食費も減額されます。

◎引き続き交付対象となる方

【減額認定証】後期高齢者医療制度の1割負担の被保険者で、2年度の住民税（市民税・都民税）が非課税世帯の方

【限度額認定証】後期高齢者医療制度の3割負担の被保険者の中で、2年度の住民税（市民税・都民税）課税所得が最も高い方が690万円未満の世帯の方

◎まだお持ちでない方

交付対象の条件を満たしており、まだ認定証をお持ちでない方は、申請により認定証を発行できます。認定証は申請月の1日から有効です。

発行を希望される方は、被保険者証、認め印、マイナンバー確認書類、本人確認書類（運転免許証など）を持参し、保険年金課高齢者医療係（市役所1階）へ申請してください。代理の方が申請する場合は、別途確認書類が必要になりますので、前述の電話番号にて確認してください。

◎長期入院該当の認定

住民税が非課税世帯の方（世帯の所得が一定基準以下の場合を除く）で、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合には、入院時の食費がさらに減額されます。入院日数の分かる病院の領収書などを添えて申請してください。

詳しくは同係へ。